

千葉県週休2日制工事試行要領に関するQ&A

質問 (Q)	回答 (A)
発注方式について	
<ul style="list-style-type: none"> 発注者指定型と受注者希望型の選択方法は。 	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県土木工事標準積算基準を適用する工事については、原則、発注者指定型とします。その他工事の一部を除き、受注者希望型で発注している工事についても、若手技術者の確保や労働環境改善のため、積極的に週休2日制を導入するよう促してください。
<ul style="list-style-type: none"> 試行要領3(2)ウの対象外とする工事のうち「その他、週休2日が適さない工事（社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事など）」の具体例は。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路の不具合発見時に随時作業が発生する維持工事や不調不落などにより工期短縮が望まれる工事、関連事業に工程が影響を受ける工事等です。
現場閉所（予定）日について	
<ul style="list-style-type: none"> 現場閉所する曜日指定はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 曜日の指定はありません。対象期間中に現場閉所率28.5%以上確保されているかで週休2日の取組内容を判断します。
<ul style="list-style-type: none"> ひと月あたり4週8休を確保する必要があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間中に28.5%以上確保されていれば週休2日の取組は達成となります。なお、月単位で4週8休以上を達成すると、評価点が高くなります。
<ul style="list-style-type: none"> 夏季休暇、年末年始休暇とはいつを指すか。 	<ul style="list-style-type: none"> 夏季休暇、年末年始休暇は、受注企業の休業日に合わせていただいて構いません。 なお、試行要領のとおり、年末年始6日、夏季休暇3日を対象期間外とします。それ以上休暇を取得する場合は現場閉所日に含めてください。
<ul style="list-style-type: none"> 現場は継続して施工しているが、下請業者ごとに各々4週8休が確保されていれば達成となるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現場閉所による週休2日制工事である場合は、達成となりません。 1日を通して現場閉所が必要となります。

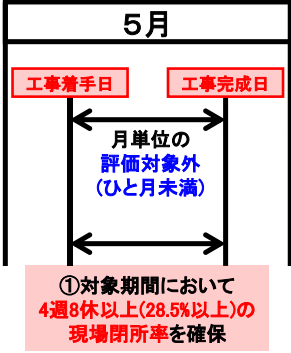
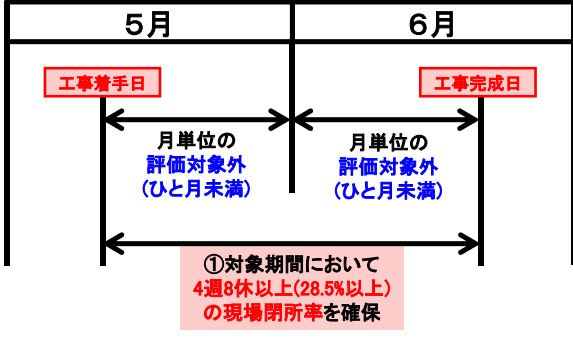
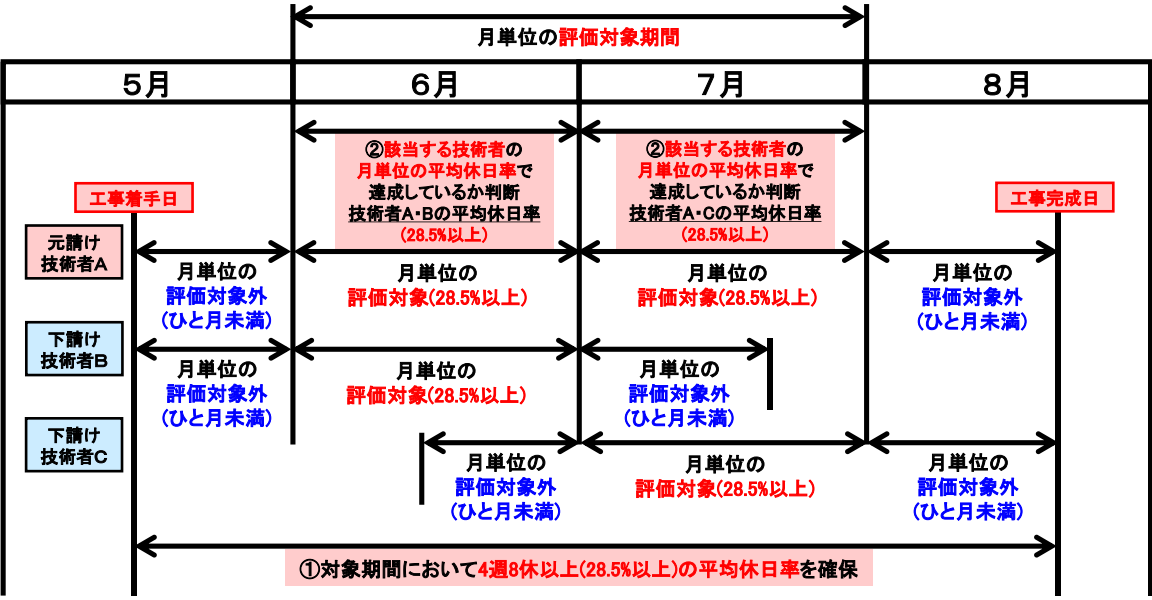
千葉県週休2日制工事試行要領に関するQ&A

質問 (Q)	回答 (A)
<ul style="list-style-type: none"> • 施工予定日に降雨等で休工とした場合も現場閉所日に含めてよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 試行要領2(3)のとおり現場閉所日に含むことができます。ただし、本制度は計画的な休暇の取得を目的としていますので、できる限り早い段階で休工の決定をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> • 現場閉所予定日に関係機関(地元)との協議の必要が発生しましたが振替は必要ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 1日を通して現場が閉所された状態であれば現場閉所として扱いますので、振替は不要です。
<ul style="list-style-type: none"> • 対象外となる期間の具体例は。 	<ul style="list-style-type: none"> • 天災等により突発的に現場対応した期間や工事事務、工事抑制期間による施工不可能期間、材料調達などを理由に現場作業ができない期間等です。
交替制について	
<ul style="list-style-type: none"> • 週休2日交替制工事は、どのような現場に適しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 社会的要請や現場条件の制約等により、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事を対象としています。
<ul style="list-style-type: none"> • 週休2日交替制工事の場合、対象は全ての技能者、技能労働者及び現場代理人であるが、対象者全員が4週8休以上(28.5%以上)を確保する必要があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 平均休日率により評価しますので、バラつきがあっても、平均休日率(対象者の休日率の合計÷対象者数)が4週8休以上(28.5%以上)を確保されていれば、評価されます。
<ul style="list-style-type: none"> • 現場代理人は工事現場に常駐することと「工事請負契約約款」第10条第3項で定められていることから、現場代理人の休日取得は出来ないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 「工事請負契約約款」第10条第4項で「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されていると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、現場代理人が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者間で確認してください。

千葉市週休2日制工事試行要領に関するQ&A

質問 (Q)	回答 (A)
月単位について	
<ul style="list-style-type: none"> 月単位はどのように評価されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 週休2日制工事、週休2日交替制工事ともに、ひと月単位で4週8休以上(28.5%以上)確保されているか確認し、評価します。 現場施工が1週間以上であっても、ひと月に満たない場合は、月単位の評価にはなりません。 月単位は、4月、5月、6月といった暦上のひと月で評価します(現場着手日からのひと月ではありません)。
<ul style="list-style-type: none"> 月単位(閉所日)となる場合のイメージを示して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 月単位(閉所日)の対象とならない場合のイメージは以下のとおりです。
<div style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">月単位評価</div> ①及び②が達成されているので、 評価点は3点	
<div style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">月単位評価</div> ①のみが達成されているので、 評価点は2点	

千葉市週休2日制工事試行要領に関するQ&A

質問 (Q)	回答 (A)
<p>月単位評価外 ①のみが達成されているので、評価点は2点</p>  <p>①対象期間において4週8休以上(28.5%以上)の現場閉所率を確保</p>	<p>月単位評価外 ①のみが達成されているので、評価点は2点</p>  <p>①対象期間において4週8休以上(28.5%以上)の現場閉所率を確保</p>
<p>• 月単位 (交替制) となる場合のイメージを示して欲しい。</p>	<p>• 月単位 (交替制) の対象となる場合とならない場合のイメージは以下のとおりです。</p>
<p>月単位評価 ①及び②が達成されているので、評価点は3点</p>  <p>【対象期間】 元請け 元請け業者は現場着手日から現場完成日までの期間 下請け 下請け業者は施工体制台帳上の工期日数</p>	

千葉市週休2日制工事試行要領に関するQ&A

質問 (Q)	回答 (A)
	<p>月単位評価 ①のみが達成されているので、評価点は2点</p> <p>月単位の評価対象期間</p> <p>5月 6月 7月 8月</p> <p>②該当する技術者の月単位の平均休日率で達成しているか判断 技術者A・Bの平均休日率 (28.5%以上)</p> <p>②該当する技術者の月単位の平均休日率で達成しているか判断 技術者A・Cの平均休日率 (28.5%未満)</p> <p>元請け技術者A</p> <p>下請け技術者B</p> <p>下請け技術者C</p> <p>工事着手日</p> <p>工事完成日</p> <p>月単位の評価対象外 (ひと月未満)</p> <p>月単位の評価対象 (28.5%以上)</p> <p>月単位の評価対象 (28.5%未満)</p> <p>月単位の評価対象外 (ひと月未満)</p> <p>月単位の評価対象 (28.5%以上)</p> <p>月単位の評価対象外 (ひと月未満)</p> <p>月単位の評価対象外 (ひと月未満)</p> <p>①対象期間において4週8休以上(28.5%以上)の平均休日率を確保</p> <p>【対象期間】 元請け 元請け業者は現場着手日から現場完成日までの期間 下請け 下請け業者は施工体制台帳上の工期日数</p>
	<p>月単位評価外 ①のみが達成されているので、評価点は2点</p> <p>月単位評価外 ①のみが達成されているので、評価点は2点</p> <p>月単位評価外 ①のみが達成されているので、評価点は2点</p> <p>5月 5月 6月</p> <p>工事着手日</p> <p>工事完成日</p> <p>元請け技術者A</p> <p>下請け技術者B</p> <p>下請け技術者C</p> <p>月単位の評価対象外 (ひと月未満)</p> <p>月単位の評価対象外 (ひと月未満)</p> <p>月単位の評価対象外 (ひと月未満)</p> <p>月単位の評価対象外 (ひと月未満)</p> <p>月単位の評価対象外 (ひと月未満)</p> <p>月単位の評価対象外 (ひと月未満)</p> <p>①対象期間において4週8休以上(28.5%以上)の平均休日率を確保</p> <p>①対象期間において4週8休以上(28.5%以上)の平均休日率を確保</p> <p>【対象期間】 元請け 元請け業者は現場着手日から現場完成日までの期間 下請け 下請け業者は施工体制台帳上の工期日数</p>

千葉市週休2日制工事試行要領に関するQ&A

質問 (Q)	回答 (A)
契約後の手続きについて	
<ul style="list-style-type: none"> 受注者希望型での取組みを希望した場合、週休2日確保のため工期延期は可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初より雨天、休日を見込み工期を設定していますので、週休2日の取組みを希望したことによる工期延期は認めません。なお、条件変更などによる場合は、従来どおり監督職員と協議してください。
<ul style="list-style-type: none"> 増工などにより工期延期の契約変更をした場合の取り扱いは。 	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の対象期間に対し、当初と同様の取組をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関（地元）との調整により休日（官庁の休日）作業が必要となりました。特段の手続きはありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> 休日作業が必要となった場合は、事前に休日作業届を監督職員に提出してください。また、現場閉所予定日の場合は、併せて振替休日の連絡をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> 現場閉所日を確認できる書類とはどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> 書式は定めていませんが、週間・月間工程などで作業日、休工日及び対象期間外（年末年始等）が確認できるものとします。 参考例（週休2日制工事取組状況確認表）を示しますが、従前の資料で確認できれば問題ありません。
<ul style="list-style-type: none"> 取組状況の確認結果とは。 	<ul style="list-style-type: none"> 受注者から提出された対象期間中の週休2日に係わる取組を確認した結果を工事担当課から工事打合せ簿で通知します。
経費補正について	
<ul style="list-style-type: none"> 4週7休・6休を実施した場合、それに応じた経費補正はするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現場閉所率28.5%以上（4週8休相当）においてのみ経費補正するものとします。
<ul style="list-style-type: none"> 施工箇所が点在する工事の補正方法は。 	<ul style="list-style-type: none"> 点在箇所ごとではなく発注工事単位で週休2日を達成した場合のみ、経費補正の対象とします。

千葉県週休2日制工事試行要領に関するQ&A

質問 (Q)	回答 (A)
<p>• 経費補正の対象となるもの、対象外となるものの具体例は。</p>	<p>【労務費】 (別表1) 公共工事設計労務単価(51職種)のみ補正の対象であり、現場作業以外の作業である、工場製作、測量設計業務委託に関する労務費は、補正の対象外となります。</p> <p>【市場単価】 試行要領(別紙1)のとおり。</p> <p>【土木工事標準単価】 建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載された単価を適用します。</p> <p>【見積施工単価】 材工一式での見積単価等の、労務費、機械経費が区分できない場合は、労務費、機械経費(賃料)補正の対象外となります。</p> <p>【機械経費】 賃料(Lコード)のみが補正の対象であり、損料(Mコード)については、対象外となります。</p>
工事成績評定について	
<p>• 工事成績評定の加点方法について</p>	<p>• 4週8休以上の達成については、創意工夫の項目で、主任監督員(その他)が2点加点します。</p> <p>※評定点の算定方法 主任監督員(2点)×0.4=0.8点</p> <p>• 月単位での4週8休以上の達成については、創意工夫の項目で、主任監督員(その他)が3点加点します。</p> <p>※評定点の算定方法 主任監督員(3点)×0.4=1.2点</p>

千葉県週休2日制工事試行要領に関するQ&A

質問 (Q)	回答 (A)
<ul style="list-style-type: none"> 週休2日制工事と週休2日交替制工事で加点方法に違いはあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 加点方法に違いはありません。 週休2日制工事、週休2日交替制工事ともに、4週8休以上の場合、月単位で4週8休以上の場合の加点方法になります。
<ul style="list-style-type: none"> 4週7休・6休を実施した場合、工事成績評定で評価されますか。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価されません。4週8休のみ評価するものとします。

改定履歴

令和2年 2月13日 作成
 令和3年 6月11日 改定
 令和3年10月 1日 改定
 令和4年 1月12日 改定
 令和5年 5月 1日 改定

(別表1) 公共工事設計労務単価 (51職種)

労務コード	職種名	労務コード	職種名	労務コード	職種名
R0101	特殊作業員	R0119	トンネル特殊工	R0136	配管工
R0102	普通作業員	R0120	トンネル作業員	R0137	はつり工
R0103	軽作業員	R0121	トンネル世話役	R0138	防水工
R0104	造園工	R0122	橋りょう特殊工	R0139	板金工
R0105	法面工	R0123	橋りょう塗装工	R0140	タイル工
R0106	とび工	R0124	橋りょう世話役	R0141	サッシ工
R0107	石工	R0125	土木一般世話役	R0142	屋根ふき工
R0108	ブロック工	R0126	高級船員	R0143	内装工
R0110	鉄筋工	R0127	普通船員	R0144	ガラス工
R0111	鉄骨工	R0128	潜水士	R0146	建具工
R0112	塗装工	R0129	潜水連絡員	R0147	ダクト工
R0113	溶接工	R0130	潜水送気員	R0148	保温工
R0114	運転手(特殊)	R0131	山林砂防工	R0149	建築ブロック工
R0115	運転手(一般)	R0132	軌道工	R0201	電工
R0116	潜かん工	R0133	型わく工	R0301	設備機械工
R0117	潜かん世話役	R0134	大工	R0803	交通誘導警備員A
R0118	さく岩工	R0135	左官	R0804	交通誘導警備員B